



京丹後に棲む
絶滅危惧種のハヤブサ

2023. 10. 16日

発行 米軍Xバンド レーダー基地反対・京都連絡会

連絡先 〒602-8347 京都市上京区四番町121-5 大湾 宗則

電話&FAX 075-467-4437

郵便振込座 00950-9-303127 名義 京都連絡会

11・12 京丹後現地行動と いらんちゃフェスタの成功を！

事務局長 池田たかね

■ 岸田政権の戦争政策と対決しよう

安保3文書の下、岸田政権は戦争体制づくりはますます加速させています。

南西諸島へのミサイル配備など沖縄を最前線にした自衛隊の敵基地攻撃体制づくりが進められ、いま行われている日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン 23」(10/14～31)など、沖縄の島々を戦場に見立てそこに向けて全国の自衛隊や米軍を集結させる日米合同軍事演習が繰り返し実施されています。国産ミサイルの飛距離の向上、イーゼス搭載艦隊の増隻、自衛隊基地の強靱化と常設統合司令部の設置などのため、来年度の防衛予算の概算請求額は7兆7385億円で今年度の当初予算に比べて約17% (約1兆1300億円) の大幅増額、さらに2027年まで毎年約1兆円以上の増額が狙われています。

東アジアの軍事緊張を拡大しているのはこのような日米の戦争体制づくりに他なりません。政府はそのために「台湾有事」など「危機」を声高に煽っています。そのような排外主義の煽動と対決し、アジアの人々に再び銃口を向ける岸田政権の戦争政策、大軍拡・大増税との対決を共におし進めましょう。

■ 米軍 X バンドレーダー基地の強化を許さない

米軍 X バンドレーダー基地建設問題が浮上して10年になります。このかん、レーダーの稼働と同時に起こった発電機による低周波騒音から始まって、頻発する米軍関係者の交通事故、しないと言っていた基地用地の拡張、ドクターヘリ運航時のレーダーの不停波問題、基地内での新型コロナ・クラスターの発生に際する米軍の情報提供の遅れや不十分

など、住民の「安全・安心」とは相容れない事態が繰り返し引き起こされてきました。

米軍・防衛省の「約束違反」、住民軽視の態度は明らかです。また、レーダーが果たす軍事的役割ゆえに、実際に戦争が起こればレーダーが真っ先に攻撃の対象になることは、ロシアのウクライナ侵攻の中で現実の問題としてあらためて示されました。

同時にいま、岸田政権の戦争政策、日米による戦争体制づくりのなかで、京丹後の米軍 X バンドレーダー基地はますます強化されようとしています。朝鮮半島と向き合う京丹後での日米合同演習は年を追うごとに規模も内容も強化されています。急速に進む日米韓の三国軍事協力の強化とレーダー情報の即時共有に向けた動きは、京丹後の米軍 X バンドレーダー基地と直接関係し、その機能強化をもたらします。さらに、土地利用規制法による基地周辺の「特別注視区域」への指定に向けた動きなど、住民や反基地運動への監視が強められていこうとしています。

■ 11・12 京丹後現地行動の成功を！

私たちは米軍 X バンドレーダー基地反対・京都連絡会は近畿連絡会の仲間と共にきたる11月12日、岸田政権の戦争政策に反対し、東アジアの軍事緊張を拡大する米軍 X バンドレーダー基地の撤去を求めて、基地ゲート前での抗議行動を行い、当日峰山町の丹後文化会館で開催される「いらんちゃフェスタ2023」に参加する一日行動に取り組みます。

京丹後現地の仲間、沖縄や韓国・アジアでたたかう人々と連帯し、11月12日の反基地・反戦・反安保の闘いを成功させていきたいと思ひます。多くの方の参加を呼びかけます。

京丹後現地訪問案内

10/25(水) & 11/24(金) 午前8時30分

鴨川五条大橋西詰 GS 前集合

* 参加を予定される方は事前連絡をお願いします。(池田: 090-7108-5508)



9/24 沖縄を再び戦場にさせない会 キック・オフ集会

最高裁判決を弾劾し、辺野古新基地建設あくまで阻止！

【ハヤブサ No. 87,88 号のつづき】

最高裁判決の意味するところ……国策に楯突く社会的勢力とそれと連携した自治体は許さないと国家の冷徹な意志が示された

9月4日の最高裁判決は、沖縄防衛局の大浦湾埋め立てに関する設計変更申請に沖縄県が不承認としたことに沖縄防衛局は不服審査請求し、国交相がそれを認めて県に是正指示したことに対し県が「国の関与」の不当を高裁に提訴して敗訴、その後上告した事への判決である。

最高裁は、県の弁論を審理することもなく、地方自治法による「法定受託事務としての埋め立て承認に対して県が不承認としたことは違法である」との理由で県の訴えを門前払いし、国交相の「是正の措置」を適法とする判決であった。この最高裁判例は、辺野古埋立反対に留まらず、今後全国で起こりうる国策に抗する全ての地方事件に適用される悪例となる。

斎藤国土交通相は玉城知事に対し、埋立て改良のための工事の設計変更を9月27日までに承認するよう「勧告」、次いで国交相は10月4日までに承認するよう「指示」を出していた。

国は10月5日、県に替わって承認を「代執行」する訴えを福岡高裁那覇支部に起こした。

玉城知事は、最高裁判決に対して10/11「平和で静かで安心して暮らしたい」という県民の願いをかみしめ「承認は承服しない」と回答した。

法治に反し、違法を重ねてきた政府を弾劾！

辺野古新基地建設反対闘争(辺野古の闘い)のむつかしさは、裁判闘争を抱え、法律問題の知識がなければ理解しがたい点である。

「辺野古の闘い」に関係する法律は、公有水面埋立法、行政不服審査法、地方自治法などが重要である。

「辺野古の闘い」は、防衛省が海上に基地を建設するというので、この辺野古の海を所轄している国交省が「公有水面埋立法」を法定受託事務として沖縄県に委託している。

ここで各法の条を引用するが、とても役所言葉で理解しにくいが頑張るより他はない。

まず、事の発端は、辺野古新基地建設が過重な基地負担に加えて海上に建設されることによって環境の破壊、安全確保の困難などで反対が続いたが、2013年12月に当時仲井真知事が安倍首相に「辺野古埋め立てを承認する」と合意した。翁長知事時代に代執行の直前まで進んで「和解」が成立したが、その後政府は建設を強行した。

今回の事件は、2018年に大浦湾埋め立て海底用地の約7割が軟弱地盤で、特にB-27地点は水深90m、そのうち70m～90mは「マヨネーズ状」で、現在の土木工学では改良工事不能とされていた。しかし防衛省は、地質調査でマヨネーズ状の地点B27を調査せず、その周辺の軟弱地盤B58、S20、S3の三点を調査し、「この三地点の地盤に問題がないので推測してB27地点も大丈夫」との趣旨を沖縄県に報告した。それだけではない。この大浦湾埋め立て海域約150本の70%が軟弱地盤だが、この改良のために約7万7千本の砂杭を打ち込んで基地建設を進めるという設計概要の変更書を沖縄県に提出してきた。

公有水面埋立法第13条の2に「正当の理由ある時は…埋め立て地の用途若しくは設計の概要の変更を許可することを得る」とある。

しかし、沖縄防衛局の設計変更の中身は、7万7千本の砂杭を打ち込む環境破壊と、辺野古活断層があるところに基地を作る災害防止義務放棄による安全無視。これは同法第4条第二項の「環境保全と災害防止」に違反し、「正当の理由ある時」に当たらない。沖縄県の不承認は合理的であり、法治主義そのものだ。

沖縄県に辺野古埋め立てに関する設計変更を不承認された沖縄防衛局は、国家の機関であるにもかかわらず、「私人」に成りすまして行政不服審査法を利用して不承認の取り消しを国交省に申請した。行政不服審査法とは、国民(民間人・私人)が行政の瑕疵ある行為によって不利益を被った際、その損失を回復するための制

度としてある。沖縄防衛局は民間の私人ではなく国家・政府の機関である。にもかかわらず沖縄防衛局は「私人」として行政不服審査法を利用し、不承認取り消しを国交相に要求。国交相は沖縄防衛局のこの詐欺行為を知りつつ沖縄県の不承認を取り消す採決を行った。行政不服審査法を私人に成りすまして悪用した沖縄防衛局の行為は違法であり、また、国交相がそれを知りつつ県の不承認を取り消すという採決もまた違法である。日本国の「恥部」が露呈している。

地方自治法の本旨違反を許してはならない!

地方自治法第245条の7に「是正の指示」がある。政府・国交相が利用している条文の個所である。「法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めた時、又は著しく適性を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める時、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる」と。

しかし、公有水面埋立法でも行政不服審査法でも違法は国であり、沖縄県は適法な法治主義である。政府の是正の勧告も指示も不法である。

沖縄県は国交相の「是正の指示」が地方自治を侵害する「国の関与」に当たるとして地方自治法第251条5に基づき国の関与取り消しを求める訴訟に踏み切った。

しかし、高裁判決での要旨は地方自治法に基づく国の沖縄県への法定受託事務は、県は国に対して非を唱えず事務的に執行すべきこととされ、辺野古埋め立てに関する公有水面埋立法に関わる法定受託事務の訴訟は、すべて国側の「勝訴」となっている。しかし、この地方自治法の解釈と理解は権力側の曲解である。

地方自治法第一条(法律の目的)には次のように書かれている。

〈第一条の一〉憲法が特に一章を設けて地方自治を保障する所以は、住民の日常生活に密接な関連を持つ公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となって処理する政治形態を保障せんとする趣旨である。

この趣旨に徹すれば、憲法上地方公共団体と言いうるためには、単に法律で地方公共団体として取り扱われているだけでは足りず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在し、沿革的にも、また現実の行政の上でも、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政

権等地方自治の基本的機能を付与された地域団体であることを必要とする。

〈第一条の二〉は、地方公共団体の役割、国の役割が述べられている。要約すれば、地方公共団体は、住民の福祉の増進、国は国際社会における国家の役割、全国的に統一すべき基準を定め、地方公共団体と役割分担するにあたって地方公共団体の自主性が充分に発揮されるようにしなければならない、としている。この文章は説明の余地もなく理解されるでしょう。

政府・国交相は承認の代執行を高裁に提訴した 第一回口頭弁論は10月30日、代執行裁判期間に地方自治の本旨を擁護し、日米安保が憲法違反であることを徹底暴露して戦線を立て直そう!

9月4日の最高裁判決を受けて10月5日、斎藤哲夫国交相は、沖縄県に替わって設計変更を承認する「代執行」に向けて福岡高裁那覇支部に提訴した。

「代執行裁判」に対して私たちは、①政府の「代執行」提訴は、9月4日の最高裁判決を沖縄県の違法性の根拠にしているが、(違法状態ではあるが)裁判所の命令が出されるまでは違法が確定していないし政府による濡れ衣だ。

②「代執行」裁判は、司法・裁判所の一方的な訴訟指揮で国勝訴を儀式化せんとしている。

しかし判例によれば、代執行訴訟においては実体審理が行われる。それ故、裁判闘争は沖縄県及び弁護士団が担当し、沖縄に連帯する社会運動団体はこの「代執行裁判」を通してこれまでの政府・防衛省・国交省の違法・司法の国家への翼賛化を糾弾し、戦争につながる国策に反対する人々(団結)を弾圧している事実を徹底して広く国民に訴えなければならない。

代執行裁判は憲法闘争そのものとして闘おう!

つまるところ政府は、辺野古新基地建設の大義名分として普天間基地の危険性除去だけでなく、防衛・外交は国の役割として「専権事項」を持ち出してくるが恐れることはない。

国は安保・基地問題は「国の専権事項」というが、憲法に保障された軍(自衛隊)のみが専権を持ち得る。日本国憲法は、いかなる軍も持ち得ない、故に政府は軍の専権は持ち得ない。

1947年5月3日に施行された非武装の現代憲法の下、1951年9月8日にサンフランシスコ対日講和条約(サ条約)がアメリカで署名され、同日、サ条約に基づいて日米安保条約が締結された。条文で日本の再軍備と米軍の在日駐

留を煽るサ条約と日米安保条約が非武装の現代憲法の下、1951年11月18日、日本国会で批准が強行された。日本政府は、「サ条約と日米安保条約」を国際条約として日本国憲法の上に置くが、日本国憲法の全条文に軍の位置づけがなく、また、非武装の憲法下で日本の再軍備を煽り、米軍の駐留を認めた批准国会は憲法違反であり破棄されるべきである。故に日本政府には軍に関する「専権事項」は存在しない。

かつて日本や沖縄の人々は1950年代に社会党や総評が「平和四原則(全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対)を掲げて闘い、60年安保改定阻止、70年安保自動延長阻止を掲げて「国民的」闘争に発展させて闘ったが敗北した。

しかし、敗北したことがサ条約、日米安保を認めたことにならない。今もやはり違憲の存在である。反安保・沖縄闘争のゆえである。

「反安保・沖縄闘争の地平」を想起しよう!

1971年11月の屋良主席の「建白書」には、今、沖縄で失われている「日米安保反対、米軍基地撤去、自衛隊配備反対、新基地拡張反対」が明記されていた。また、沖縄県祖国復帰協による1972年5月15日の「沖縄祖国復帰抗議集会とデモ」では、「日米安保破棄、自衛隊配備反対、ベトナム人民支援」が掲げられていた。

再び「戦争に巻き込まれたくない」?

他国の人々を「戦争に巻き込んでほならない」!

明治維新以来155年、日本は、内に部落差別、女性、障害者を差別し、対外的にはアイヌ、沖縄、台湾、朝鮮を侵略・併合し、植民地化・同化して搾取と支配のみならず加害の戦争の最前線に彼らを駆り立てた。決して日本や沖縄の人々は、戦争に巻き込まれたのではなく、近隣の人々を戦争に巻き込んだ加害者だった結果、被害も受けたことを忘れてはならない。

国連や米国^{もうで}詣より「全国行脚」で「乞食行進」を!

「諦めない、屈しない、継続は力」だけでなく戦って敗北をかみしめる人々のみがその原因を究明・反省し、共同討論で団結を鍛えることで勝利の条件を掴めることを忘れまい。

おしらせ

日米合同軍事演習による中国に対する軍事的威嚇をやめさせ、再び沖縄を戦場にさせない!
沖縄県民大会に連帯する同時京都集会

11月23日(木・休日)

16:00 円山公園ラジオ塔前⇒デモ

(京都連絡会)は現地へ代表派遣します 乞 カンパ

「街なかピラ」の報告と

今後のお知らせ (文責 白井)

2023年9月の報告

第159回 9月12日(火) 東山三条周辺 9人

京都に?知らなかったという人はまだ多い。初参加の人もあって楽しく実施しました。人通りは多くないが、ピラの受け取りはいい地域です。

<街の人の声>

- 戦争はしたらあかん。議員が就職先のようになっているから政治がダメになっている(83才男)。
- 岸田さんは言う事と、する事が違う(60?女)。
- 政府がこんな世の中にして、ご奉仕ご苦労様です(高齢・女)。
- 米軍は必要だ!(50前?女)など



第160回 9月22日(金) JR「円町」周辺4人

<街の人の声>

- 基地反対/賛成、どっちの意見もあって良い(元・自衛官(80歳代?男)・やっぱり備えは必要だ。(中国はコワイとの思いを語る70代?の男)
- かつての戦争は日本が仕掛けた事を若い人は知らない(80代?女)。
- 選挙が大事だ!(70代?男)

今後の予定です

第161回 10月16日(月) 竹田久保町 周辺

※ 終了しました。報告は11月号で。

第162回 10月31日(火) 京阪「藤森」周辺

集合場所:京阪「藤森」駅 西口

第163回 11月10日(金) 烏丸北大路 周辺

集合場所:烏丸北大路交差点の西南角

第164回 11月27日(月) JR「二条」駅周辺

集合場所:JR「二条」駅 西口

時間はいずれも11:00~12:00です。

無理のない体調でご参加ください。待っています。

連絡先:090-5672-1597(白井)